

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>1905.32 2.ワッフル (Baker's wares)</p> <p>本品は、水、小麦粉、卵、膨張剤 (leavening agents)、砂糖、ホエイパウダー及び油脂 (一般的には大豆油) から製造される。各成分は混合されて、たね (batter) となり、たね (batter) は鉄製のワッフル型に入れられる。充分に加熱された後、冷凍される。焼いた後の平均水分量は48% (重量比) で、冷凍後の平均水分量は45% (重量比) である。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	<p>(新規)</p>	
<p>3208.90 1.一液型湿式ポリウレタン樹脂 (One-component wet process polyurethane resin)</p> <p>本品は、ポリオール (重量比15%)、イソシアネート (重量比7%)、グリコール (重量比8%) 及びジメチルホルムアミド (重量比70%) からなり、人工皮革の製造に使用される。</p> <p>通則 1 (第32類注4及び第39類注2(d)) 及び通則 6 を適用</p>	<p>(新規)</p>	
<p>3814.00 1.フィッシャー - トロプシユ合成の副産物として得られた溶媒</p> <p>本品は、エチルアルコール63 - 65容量%、イソプロピルアルコール35 - 37容量%及び最大で C₃ / C₄アルコール1容量%からなる物品である。</p> <p>通則 1 を適用</p>	<p>(新規)</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>4421.90 2. 長方形の木材パネル 本品は、約122センチメートル×244センチメートル×1.8センチメートルの大きさであり、幅約3.8センチメートルの帯状板を縁と縁を接着することにより得られ、やすりがけされたものである。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	
<p>6212.90 2. 腰椎支持用ベルト 本品は、姿勢を矯正し腰椎を支持するベルトを補強したものである。伸縮性のある織物（ポリアミド43%、弾性繊維25%、綿16%、ポリエステル16%）にベルトの形状を安定させる（まくり上げを防ぐ）構造が取り付けられたもの及びヴェルクロファスナーから成っている。ベルト（幅27センチメートル）の裏には筋肉の作用を考慮した織物製のバンド3本が交差して取り付けられてあり、また、硬質バンドの4本からなる姿勢矯正用の支柱がベルトの長さ垂直に取り付けられている。本品には患者のウエストに応じて6つのサイズがあり、術後の支持又は以下の治療若しくは予防に使用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 急性又は慢性の腰痛又は坐骨神経痛 - 職業上の外傷性障害 - 脊椎の関節症による背中の痛み - ヘルニア（腹壁支持用） <p>通則1（62.12頁本文及び90類注1(b)）及び6を適用 商品名：“Thuasne Lombacross Ref.830”</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>写真の追加（文言は変更無し）</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>6304.92 1. 綿織物からなるキルティングした枕カバー("Sham")</p> <p>本品は、長方形(76センチメートル×63センチメートル)で、キルティングした表地、裏地及び装飾的なひだから成る。パッチワークからなる目に見える側の表地は、2層の綿織物の間にポリエステル製の詰物をした層をキルティングすることで得られたキルティング織物を裁断したものである。表地と裏地は、袋を形成するように一体化され、裏地には、枕やクッションが入れられるようにファスナーを取り付けた出し入れ口が設けられている。</p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p>(新規)</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>6402.99 2. 術後用の履物</p> <p>本品は、足を手術した、又は足をけがした患者用のもので、くるぶしを覆わない。甲は合成皮革（紡織用繊維製の織物で肉眼により判別できる程度のプラスチックの外面層を有するものにしぼ状の模様付けを施した、皮革の外観を有するもの。）をメリヤス編みの裏地を有する多泡性プラスチックに積層したもので、底は三層構造、すなわち、発泡ポリ（塩化ビニル）の中底、木のベース及びうねを有するプラスチック製の本底からできている。本品は、前部2ヶ所をホック留めしベルクロファスナー（ナイロン製附着テープ）で閉じるようになっており、大量生産される。</p> <p>商品名："Tecnol Post-Op"</p> 	<p>写真の追加（文言は変更無し）</p>	
<p>7308.30 1. 昇降機（エレベーター）に連動するための機構を有する自動スライド式鋼製ドア</p> <p>本品は、昇降路（lift shaft（エレベーター用の上下空間））への建物の各階毎の入り口の壁に取り付けられるように作られている。ドアと機構は、エレベータ箱と共に建物内を上下往復しない。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>（新規）</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>7326.90 7. 接地棒</p> <p>本品は、引抜き炭素鋼製の固体棒状電極で、電解法により銅が被覆されている。銅層は、最大厚さ254マイクロメートル(μ)で、2つの金属が完全に結び付けられる。これらの棒は、長さ8~10フィート(2.5~3.1メートル)、重さ5キログラム以下、下端は尖っており、ねじ込まれた青銅製の継手を用いて互いに接続できる。これらの棒は、高圧線、変電所、通信線、建物、街灯、避雷器、アンテナ等を保護(接地)するために用いられる。</p> <p>通則1(第15部注7)及び6を適用</p> 	<p>(新規)</p>	
<p>8479.10 1. 除雪用の塩及び砂の散布機</p> <p>本品はトラックに据え付けられるように設計され、(1)無限らせんとして回転すると同時に、塊を破碎する攪拌機となるものを備えた砂と塩を貯蔵するタンク、(2)塩の塊を破碎又は粉碎するためのシステム及び(3)散布するための円板を有する水圧式放射システムから成る。機械の種々の機能は、遠隔操作により、トラックの運転台から操作される。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>8507.30</p> <p>1. ニッケル・カドミウム蓄電池 特定ブランドの携帯電話用の " バッテリー - パック " として組み立てられたものであり、以下の構成要素から成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ニッケル・カドミウム蓄電池3個 - 蓄電池を接続している伝導性のストリップ - バッテリーパックを携帯電話の回路に接続する印刷回路基板 - 蓄電池の充電を制御するための、抵抗器及びコンデンサーを含む回路基板 - バッテリー - パックの電氣的構成要素を収容し、電話器の外枠の一部を構成するよう特に設計されたプラスチック製外ケ - ス <p>バッテリー - パックは携帯電話の電力供給のために用いられる。他の機能は有しない。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	
<p>8507.80</p> <p>1. ニッケル・水素蓄電池 特定ブランドの携帯電話用の " バッテリー - パック " として組み立てられたものであり、以下の構成要素から成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ニッケル・水素蓄電池3個又は6個 - 電話器への電氣的な接続端子 - バッテリー - パックの温度が最高安全温度を超過することを防止するサーミスター - 異常な大電流による回路ショートから保護するために抵抗値を増大させる正の温度係数 (P T C) 回路 - インナ - プラスチックカバー - 電話器の外装の一部を構成するよう設計された後部用外ケ - ス <p>バッテリー - パックは携帯電話の電力供給のために用いられる。他の機能は有しない。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>8535.90 1. ケ - ブル及び接続ワイヤを溶接した接地棒 本品は、銅被膜した炭素鋼接地棒、ターミナル、青銅製の継手並びに特殊な被覆されていない銅ケーブル又は銅で被覆した鉄ケーブル及びワイヤーからなる。これらのアセンブリ - は1,000ボルトを超える電圧用に設計され、高圧線、変電所、通信線、建物、街灯、避雷器、全ての種類のアンテナ等の保護（接地）のために用いられる。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	
<p>9401.80 1. 自動車用安全シート 本品は、自動車又は他の輸送手段において、乳幼児が乗車する際の使用に適したものである。これらは、脱着が可能であり、シートベルト及びつなぎひもを用いて自動車のシートに取り付けられる。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>9403.70 1. 乳児用歩行機</p> <p>本品は、折りたたみ式管状鋼製フレームを有するプラスチック製のもので、8個のキャスタ-が付けられている。キャスタ-によって移動し、乳児の脚を通すための二つの穴の開いた一枚の織物からなるシート及びがん具の付いたテ-ブルを有する。本品は、乳児が歩き方を安全に学ぶことを手助けをするためのものである。</p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p>(新規)</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>9506.70 1.“ローラーシューズ”</p> <p>本品は、くるぶしを覆う靴であり、革製の甲及びゴム製の本底を有し、靴底の特殊なくぼみの中に二つの出し入れ可能な車輪を永久的に組み込んだもので、車輪を引き出すことでインラインスケート（ロ-ラ-ブレ-ド）のような履物としての使用を選択できるものである。</p> <p>通則1及び6を適用</p> <div data-bbox="293 550 624 810" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="645 550 1041 810" data-label="Image"> </div>	<p>(新規)</p>	